

# 1 制度運営について

- ・円滑な制度運営について

# 円滑な制度運営について

## 1 有料老人ホーム（老人福祉法）関係

### 1-1 今回の主な改正事項（特記以外は平成18年4月1日施行）

#### 【老人福祉法】

#### ○ 有料老人ホームの定義の見直し（老人福祉法第29条第1項）

- ・人数要件の撤廃
- ・提供サービス要件の見直し<sup>※1</sup>
- ・有料老人ホームの定義から除外されるものとして、老人福祉施設のほかグループホーム及び一定の基準を満たす高齢者専用賃貸住宅<sup>※2</sup>を規定

※1：提供サービス要件の見直し（老人福祉法規則第20条の3）

- ①介護の提供、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかを行う場合は対象となる

※2：一定の基準を満たす高齢者専用賃貸住宅（告示第264号）

- ① 住戸面積が25㎡（居間、食堂、台所等が共同利用のため十分な面積を有する場合は18㎡）以上
- ② 原則として、住戸内に台所、便所、収納設備、洗面設備及び浴室を有していること
- ③ 前払家賃を徴収する場合は保全措置が講じられていること
- ④ 介護の提供、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のいずれかのサービスを提供していること

#### ○ 帳簿の作成及び保存義務化（2年間）（老人福祉法第29条第3項）

#### ○ 重要事項を説明した書面の交付（老人福祉法第29条第4項）

- 前払金の算定基礎の明示及び保全措置の義務付け（老人福祉法第 29 条第 5 項）

※平成 18 年 4 月 1 日以降の入居者について適用（ただし、平成 18 年 3 月 31 日までに届出がされた有料老人ホーム及びこれまで有料老人ホームの対象外だったもので平成 18 年 3 月 31 日までに事業を開始したものの入居者については（平成 18 年 4 月 1 日以降の入居者も含めて）義務付けの対象外）。

- 都道府県の立入検査権の付与（老人福祉法第 29 条第 6 項）
- 都道府県の改善命令及び公示（老人福祉法第 29 条第 8 項、第 9 項）

#### 【有料老人ホーム設置運営標準指導指針】

- 一時金保全措置が義務付けされていない有料老人ホームにおいても、一時金の算定根拠の明示及び適切な保全措置を講じるよう努めること（指針 9（1）ウ（ア））
- 契約締結日から概ね 90 日以内の契約解除の場合について、前払金の全額を返還すること（契約解除日までの利用期間に係る利用料及び原状回復費用は受領可）（指針 9（1）ウ（エ））

※平成 18 年 7 月 1 日以降の契約について適用（既設の有料老人ホームも対象）。

- 有料老人ホームの類型及び表示事項において、外部サービス利用型を追加（指針別表）

※平成 18 年 9 月 30 日までは従来の類型・表示でも可。

- 有料老人ホームの表示事項において、「権利形態」と「支払い方式」を区分して表示することとする（指針別表）

※平成 18 年 9 月 30 日までは従来の類型・表示でも可。

- 重要事項説明書の様式を情報公表制度の特定施設入居者生活介護に係る項目と同様のものとする（指針別紙）

※平成 18 年 9 月 30 日までは従来のものでも可。

## 1-2 制度の適切な施行について

### （1）適切な業務執行体制の確保

平成 12 年の介護保険法施行後有料老人ホームの数は急速に増加してきて

おり、また今般の法改正による定義の見直しで有料老人ホームの対象が拡大したことに伴い、適切な業務執行体制の確保が求められるところである。

今般の制度改正は入居者である高齢者の保護を目的としたものであり、今後さらに増加する高齢者が安心して暮らせる環境を確保するため、業務分担の見直しを行うなど必要な執行体制の確保をお願いしたい。

## (2) 定義の見直しに伴い対象となる有料老人ホームについて

### 1) 情報収集と届出の徹底

今般の有料老人ホームの定義の見直しに伴い、この定義に該当するものは既存のものも含めて有料老人ホームとして届け出なければならないこととなった。これまで有料老人ホームの定義に当たらなかった既存の施設については、従来法令等の規定が適用されなかったことから指導指針等の基準に適合しないものもあるが、基準に適合しなくとも届出義務があることについてあらためて周知を図っていただきたい。

なお、これまで届出義務がなかった巷間の施設を把握し届出を受けるためには様々な課題があるが、例えば、既に存在を把握している事業者に対しては期間を定めて届出を勧奨したり、担当部署において存在を把握できていないものについては、介護サービス事業者をはじめ保健、医療関係者等に定義の見直しと届出義務がある旨を記載したチラシを配布して情報提供を呼びかけたりするなど、様々なネットワークを活用して情報収集に努める取り組みを行っていただきたい。

また、高齢者専用賃貸住宅については、都道府県知事（又は知事が指定する指定登録機関）への登録が行われている。高齢者専用賃貸住宅であって食事の提供等を行うもののうち一定の居住水準等を満たすものは、賃貸借契約により借家人の保護が図られていること、都道府県への登録をもとに情報が開示されること、前払家賃の保全措置が講じられていること等から高齢者の保護が図られているものとして有料老人ホームに当たらないとされたところである。逆に、高齢者専用賃貸住宅であって食事の提供等を行うもののうち各戸の床面積が25㎡（共同型の場合は18㎡）に満たないものや、前払家賃を徴収するにも関わらず保全措置を講じていないものなどは有料老人ホーム

に該当することになる。これら住宅の規模や前払家賃に対する保全措置の有無については高齢者専用賃貸住宅の登録事項になっているが、全国の高齢者専用賃貸住宅の登録内容は(財)高齢者住宅財団のホームページで閲覧できるほか、各都道府県の登録物件の内容は指定登録機関で公開されているので、これらの情報も活用されたい。

## 2) 届出後の指導

従来、有料老人ホームの届出に先立ち事業者と関係部局との間で事前に協議を行い基準への適合を図ってきたケースが多かったと見受けられるが、今般有料老人ホームに該当することとなった既存のものについては、まず届出を行った上で基準への適合について指導を行っていく必要があるものと考えられる。この場合において、基準に適合しない部分について一度に適合させることは現実的に困難な場合もあるが、そのような場合には是正可能な部分から段階的に期限を定めて是正を行うよう指導するなど、個々の実情に応じて対応されたい。

### (3) 平成18年3月13日担当課長会議資料について

本年3月の担当課長会議でお知らせした内容について、以下のとおり改めて報告すべき点があったのでご了知願いたい。

#### ◇ (P. 171) 高齢者専用賃貸住宅に係る都道府県知事への届出関係

各戸の床面積が 25 m<sup>2</sup>以上であること等の基準を満たす高齢者専用賃貸住宅は有料老人ホームに当たらないため、老人福祉法第 29 条第 1 項の届出は不要であるが、当該高齢者専用賃貸住宅が「適合高齢者専用賃貸住宅」として介護保険法第 8 条第 11 項の特定施設となるためには、介護保険法施行規則第 15 条第三号の規定により都道府県知事へ届け出ることが必要である。従って、P. 171 において「有料老人ホームの定義から除外される高齢者専用賃貸住宅については、上記(1)の都道府県知事への届出(=特定施設となるための届出)は不要」となっているが、これは、「上記(1)の都道府県知事への届出」ではなく「老人福祉法第 29 条第 1 項の都道府県知事への届出」が正しい。

◇ (P. 172) 一時金保全措置関係

一時金の保全に係る方法の一つとして、「(i) 保全金額の供託所への供託」の可能性を検討していたところであるが、法制上の整理により結果的に今回は保全措置として位置づけることができないこととされた。一方、保全措置の義務化に伴い保全方法の選択肢を広げていく必要があることから、既に定めている銀行保証等の保全方法に加え、その他の保全方法の可能性についても引き続き検討を行っているところである。

(4) 住宅担当部局との連携について

高齢者専用賃貸住宅の登録手続きについては、知事（住宅担当部局）又は知事が指定する指定登録機関で行われることになっており、上記（2）の観点とともに必要な情報交換を行っていただきたい。

また、今国会において、住生活の安定の確保及び向上の促進を目指した「住生活基本法」が制定されたところである。福祉部局、住宅部局両部局におかれては、単に高齢者専用賃貸住宅の登録の照会だけを行う関係にとどまるのではなく、これを機に高齢者の住まいの質の確保や高齢者の生活をサポートする体制のあり方等、幅広い観点から連携を図っていただきたい。

## 2 特定施設入居者生活介護（介護保険法）関係

### 2-1 今回の主な改正事項（平成18年4月1日施行）

#### ○ 特定施設の対象拡大（介護保険法第8条第11項、規則第15条）

特定施設の対象に、養護老人ホーム及び一定の基準\*を満たし都道府県知事に届けられた高齢者専用賃貸住宅を追加

※一定の基準：告示第264号（「1 有料老人ホーム関係」を参照）

#### ○ 外部サービス利用型の創設（指定居宅サービス基準第192条の2～）

基本サービス部分（生活相談、介護サービス計画の策定、安否確認等）は特定施設の従業者が実施し、介護サービスの提供については当該特定施設が外部のサービス提供事業者と契約\*することにより利用者の状態に応じた柔軟なサービス提供を行う。

※訪問介護、訪問看護、通所介護については必ず確保

注）養護老人ホームは外部サービス利用型特定施設のみ。

#### ○ 報酬体系の見直し

##### ◇包括型特定施設

- ・要支援者に係る基本単位数について従来の90%に見直し（要介護1以上については変更なし）。
- ・夜間看護体制加算（10単位）を追加。

##### ◇外部サービス利用型特定施設

サービス提供に応じた報酬体系の創設

- ・基本サービス部分（定額部分）と外部サービス部分（出来高部分）
- ・1月当たりの限度単位数は包括型と同額（予防給付については区分支給限度額と同額）に設定

#### ○ 地域密着型サービスの創設（介護保険法第8条第19項等）

入居定員が29人以下の介護専用型特定施設については、地域密着型特定施設として市町村が指定・監督

○ 指定拒否制度の創設（介護保険法第70条第3項、第4項、第78条の2第5項第四号）

都道府県知事は、地域密着型特定施設以外の介護専用型特定施設及び混合型特定施設について、都道府県介護保険事業支援計画の必要利用定員総数を超える場合は指定をしないことができる。

市町村長は、地域密着型特定施設について、市町村介護保険事業計画の必要利用定員総数を超える場合は指定をしないことができる。

○ 指定に当たっての市町村への意見聴取（介護保険法第70条第5項）

都道府県は特定施設入居者生活介護の指定に当たって、市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から関係市町村の意見を求めなければならない。

○ 住所地特例の見直し（介護保険法第13条第1項）

特定施設の入居者について、介護保険施設の入所者と同様に特定施設に入居する前の市町村の被保険者とする。

※平成18年4月1日以降の入居者について適用。

○ 設備に関する基準の見直し（指定居宅サービス基準第177条第2項、第4項）

- ・居室の定員は1人とする（夫婦で利用する場合等必要と認められる場合は2人可）

※既存の指定特定施設における定員4人以下の居室については適用しない。また、今回新たに特定施設となる既存又は4月1日現在建築中の養護老人ホームについては適用しない。なお、有料老人ホームについては、従来から指導指針において居室は個室とすることが規定されていることから、経過的な取扱いは適用しない。

- ・木造かつ平屋建ての建物で一定の安全性が確保されているものは耐火要件を緩和

## 2-2 制度の適切な施行について

### (1) 特定施設入居者生活介護事業者の指定について

今般の介護保険法改正における特定施設に関する制度改正は、将来介護が必要になった場合に備えた高齢期の早めの住み替えニーズが高まってくることが予想されることから、以下に掲げるとおり利用者・事業者双方の側面からそうしたニーズに応えることにポイントを置いて行われたものである。

- ・ 多様な選択肢の中から高齢者が自身の健康状態やライフスタイル、将来の住まい方の希望に合わせてケア付き住まいを選ぶことができるよう、特定施設の対象を従来の有料老人ホーム、ケアハウスだけでなく、高齢者専用賃貸住宅まで拡大。
- ・ 「高齢期の住まい」として住み続けられる環境にふさわしいプライバシーが確保されることが必要であることから、指定居宅サービス基準を改正し特定施設の居室を原則個室化。
- ・ 特定施設を運営する事業者にとっても自立から要介護まで幅広い状態の高齢者を受け入れやすくなるよう、人員配置やサービス提供体制など施設の運営体制に弾力性を持たせた外部サービス利用型を創設。

特定施設入居者生活介護の介護報酬は介護保険施設と比較すると総じて低く設定されているが、特定施設における介護体制は、医師は配置されていないものの介護・看護職員については他の介護保険施設並みに配置されることとなっており、介護サービスにおいて他の施設と遜色ないものと考えている。

また、早めの住み替えのニーズの受け皿としては自立者や要支援者でも入居できる混合型特定施設が見込まれるが、混合型特定施設については国が示した参酌標準の対象には組み込まれておらず、都道府県の判断で必要利用定員総数を定めることが可能である。

昨年の介護保険法改正における介護専用型特定施設に対する指定拒否権限

の創設に加え、昨年度末の三位一体改革において混合型特定施設についても都道府県介護保険事業支援計画に定める必要利用定員総数を超える場合には指定しないことができることとされたところであるが、併せて、特定施設が立地する自治体に財政的な影響が集中することを排除するため、住所地特例を特定施設全般に適用することとしたところである。

事業者の指定は、市町村の意見を求めつつ都道府県において計画的に進められるべきものであるが、特に、自宅や施設以外の多様な住まいの促進という制度改正の趣旨を斟酌するとともに、住所地特例が適用されたことも踏まえ、自治体の介護給付の全体像や高齢者のニーズを十分把握した上で総合的な見地から適切に指定を行っていただきたい。

## (2) 住宅担当部局との連携について

一定の基準を満たす高齢者専用賃貸住宅が特定施設の対象として追加され、特定施設入居者生活介護の給付対象にもなったことから、1-2(4)と同様に住宅担当部局と緊密な情報交換、連携を図っていただきたい。